

令和3年2月8日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

総務文教委員会

委員長 本 田 篤

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 魚沼市子ども読書活動推進計画(案)について
(2) 令和3年度保育園等への入園申込状況について
(3) 旧須原中学校寄宿舎跡地の土壌汚染に係る経過について
(4) 第5期総務文教委員会課題のまとめについて
(5) その他
- 2 調査の経過 2月8日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
魚沼市子ども読書活動推進計画(案)について、令和3年度保育園等への入園申込状況について、及び旧須原中学校寄宿舎跡地の土壌汚染に係る経過について執行部の説明を受け、質疑を行った。
第5期総務文教委員会課題まとめについては、調査結果の評価ガイドラインを定めた。また、次回振り分け案を協議することとした。
その他で、小中学校児童生徒へのフェイスマスク配布について、魚沼市豪雪災害対応マニュアルの改訂について、魚沼市教育大綱の策定について、及び魚沼市財政計画及び魚沼市定員適正化計画の改訂について執行部から報告を受け、質疑を行った。

総務文教委員会会議録

1 調査事件

- (1) 魚沼市子ども読書活動推進計画（案）について
- (2) 令和3年度保育園等への入園申込状況について
- (3) 旧須原中学校寄宿舎跡地の土壌汚染に係る経過について
- (4) 第5期総務文教委員会課題のまとめについて
- (5) その他
 - ・小中学校児童生徒へのフェイスマスク配布について
 - ・魚沼市洪水・土砂災害ハザードマップの作成及び指定避難所等の見直しについて
 - ・魚沼市豪雪災害対応マニュアルの改訂について
 - ・魚沼市教育大綱の策定について
 - ・魚沼市財政計画及び魚沼市定員適正化計画の改訂について

2 日 時 令和3年2月8日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星野みゆき、大桃 聡、大平恭児、志田 貢、大平栄治、渡辺一美、
本田 篤、(遠藤徳一)

5 欠席委員 なし

6 説明員 森山総務政策部長、吉澤教育委員会事務局長、大塚総務政策部副部長、
森山秘書広報課長、富永防災安全課長、大桃生涯学習課長、小林子ども課長

7 書 記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、総務文教委員会を開会いたします。
これから議事に入ります。

(1) 魚沼市子ども読書活動推進計画（案）について

本田委員長 日程第1、魚沼市子ども読書活動推進計画（案）についてを議題といたします。
資料が提出されております。執行部に説明を求めます。
吉澤教育委員会事務局長 それでは、魚沼市子ども読書活動推進計画（案）について、ご説

明いたします。この計画につきましては、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく市町村計画という位置づけでございます。資料につきましては、冊子の魚沼市子ども読書活動推進計画（案）とA4の概要版1枚物でございます。内容につきましては、生涯学習課長からご説明申し上げます。

大桃生涯学習課長 （資料「魚沼市子ども読書活動推進計画（概要版）」により説明）

吉澤教育委員会事務局長 計画の冊子につきましては、9ページまでが概要版で説明したものの、それぞれの分野ごとの課題と行われるべき取組について記載してございます。10ページ以降が資料ということで、先ほど申し上げました法律、12ページ以降がアンケートの集計結果ということで、これは後ほど御覧いただきたいと思います。計画の本文部分の概要につきましては、先ほど課長が説明したとおりでございます。以上です。

本田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆様のほうで質疑はございますでしょうか。

大平（恭）委員 まず一点聞かせてもらいたいのは、これは法律は平成13年なんだけど、何でこんな時期にずれ込んだのか。大分もうたってますが、今この時期にこの計画をつくる意味は、何か指導めいたものがあつたんでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 国の法律は平成13年に成立しておりまして、市町村については策定努力義務が従来からあつたわけではありますが、目標年度が示されていなかったということもありまして、結果的には後回しになっていたというのが実態であります。全国的には8割程度、県内的には7割程度の市町村が策定済みということでありましたが、そこから比べても遅いということではあるんですけれども、今回、第二次総合計画の後期基本計画の年度と合わせまして、来年度の4月から計画期間に入りたいということで、遅くなりましたが策定したいというものでございます。

大平（恭）委員 これは策定は、庁内、教育委員会独自でまとめたんですか。

大桃生涯学習課長 庁内だけではなくて、策定委員会設置要綱の決裁を受け、策定委員を委嘱し、何回かの会議、打ち合わせを実施しまして、今日に至っているものであります。

大平（恭）委員 その構成のメンバーと人数を教えてください。

大桃生涯学習課長 策定委員のメンバーは8名おります。内訳でございますけれども、保護者代表といたしまして、市P連のPTA会長、読書活動団体関係者といたしまして、とんとんお話の部屋代表、図書館協議会委員から1名、小学校、中学校それぞれ代表の先生から1名ずつ、保育園、子ども園関係者から1名、行政関係者から図書館長と図書館司書が委員になっております。

大平（恭）委員 どのくらいの期間をかけて計画を練り上げたんですか。

大桃生涯学習課長 今年の9月に設置委員会の決裁を受けていますので、9月以降になります。

大平（恭）委員 計画がなかったものを計画をつくって、今後これに基づいて進めると、総合計画に基づいてもというお話もありましたが、今までの方針と何か変わるということのはあるんですか。それとも、この計画をつくって新たに読書、非常に読書離れが進む子供たちに何とか特段の計画を新たにつくって進めるということはあるんですか。

吉澤教育委員会事務局長 計画案の本文を御覧いただきますと、内容につきましては決して目新しい新規なことということではございません。今まで実際に取り組んできたものを、

この計画のもとに一連のつながりをもってまとめるという趣旨であります。ただ、全国的に子供たちの読解力が低下しているですとか、学習に取り組むための読解力ということばかりではなく、全体的な落ち着きですとか、取り組む態度というようなことで読書の効果が改めて言われているというところから、そういうところにも効果が及ぶようなということで、考え方としては計画にまとめておりますが、やっている内容としましては、全く新たな取組ということで今回計画を策定したものではありません。

大平（恭）委員　最後に一点確認ですが、この計画を進めるに当たって、人員配置だとか、蔵書だとか、施設の改修のようなもの、予算を組むような方向というのは考えているんですか。

吉澤教育委員会事務局長　計画に記載の内容がほとんどソフト事業でありますので、特別な予算措置、この計画に基づく予算措置というのは今のところ考えておりませんが、これとは別に図書館の改修ですとか、湯之谷の図書室の設置というようなことは、それとは別の事業としては推進をしていきたいと考えております。

大平（恭）委員　蔵書についてなんですが、僕は前にも質問してきた経緯があつて、非常に他市と比べても予算措置が少ないんじゃないかなと、すなわちそういう部分では、読書離れというのはそういうところにも回り回ってつながっているんじゃないかなと思うんです。なので、これをいい機会に、特に蔵書については十分子供たちや保護者、関係者の意向を酌んで、よりよい図書にしていくために、私はそういう面では予算措置すべきだと、考えていくべきだと思うんですが、そこら辺の考え方についてお聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長　蔵書につきましては、今回の計画があるなしにかかわらず、計画的に蔵書を整える、そろえるという意味では今までも予算措置をしてきたところでありますが、この計画ができたことを一つの契機にして、子供たちの読書という観点での蔵書の充実にはこれからも努めたいと考えております。

渡辺委員　先ほどの、計画策定の委員ですか、設置したのは9月だったということなんですけれども、前にも私こういった計画をつくるときに、しっかりとそういう設置要綱ですとか、やった会議ですとか、委員ですとかというのは、計画の一番後ろのほうに書くべきだと、教育委員会に言ったことはないんですけど、ほかの企画政策なんかのときにそういう話してますので、ぜひそれは入れ込むべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　ほかの計画との記載の内容、資料の添付する内容等も踏まえて、それは統一をしたいと考えております。

渡辺委員　ほかの計画も全てそういうものを書くという方向で統一していただきたいと思っておりますので、お願いします。それが情報発信につながっていくかなということです。今現在の中学校、小学校の読書の実態なんですけど、朝読書については各学校全て行っておりますでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　小学校につきましては、朝読書を全てしているかについては、していない学校もあったかと思いますが、あるいは昼読書とかという何らかの形で時間を確保する取組は各校でしています。中学校については、そこまで恐らくしていない、全体としてはしていないと考えております。

渡辺委員　やはり、そういうところをしっかりとやっていただくということが大事だと思いますので、ここの学校のところなのですが、「全校で朝・昼読書、読書週間などで読書時間を

確保します。」となっていますので、しっかりと取り組んでいただきたいというのが1点。そういうところをしっかりと把握していなくて、ここでそういう議論をすること自体がちょっと違うのではないかと考えていますので、しっかりとした現状をまず把握していただきたいと思います。その上でなんですけれども、この中で朝読書だけではなかなか弱いと考えております。読書カード事業というのをぜひしていくようにしたらどうかと考えております。理由としましては、子供たちは自分が何冊読んだというのをきちんと記録していくことができますし、やっているところとやっていないところあるんですが、感想を脇にちょこっと書くんです。読書感想文みたいに長くは書きません。ただ二、三行でいいので読んだ感想を書くというようなことを続けていくことで、読む楽しさが分かるという気がします。実際に私の子供の例ですけれども、非常に読書に力を入れてくださる先生が担任になったときには、年間100冊以上読みました。月10冊。それを朝読書の時間とか、借りていって自分の家に帰ってきて読むというようなことをして、スタンプをつく。そこに喜びがあって、学期ごとにちょっとした発表会みたいなことをして、すごく工夫してくださった先生がいたときには100冊読んで、すごいと思いました。先生が変わったら全くなりませんでした。先生方の技量も大切ですが、そこを教育委員会がどうやって底上げをしていくかということが大事ですので、ぜひ読書カード運動みたいなことをしていいかなと思うんですが、ここに書き込むことは可能ですか。

吉澤教育委員会事務局長 具体的にどういう方法で読書の活動を推進していくかという細かいところまでは、この全体的な計画に記載できるかどうかというのは分かりませんが、計画に記載するかどうかは別として、それぞれの発達段階に応じた適切な方法で読書に親しむ子供たちをつくるということは、当然考えるべきだと思います。それに従って中学校、小学校、保育園等での推進をしていきたいと考えております。

渡辺委員 ここで、まず最初に10か月のときのブックスタート事業というふうに、しっかりと事業を推進しますとあります。そうすると各保育園、学校、どういう授業を推進するかという明確な何かしら事業名をつくって、ここに載せていくということはとても大事なことでと思います。ぜひ、3月が完成の日ということであるならば、皆さん方で工夫していただいて、しっかりと事業名に落としていかないと、なかなかそこに予算をつけたらすとか、やっていこうという気持ちになりませんので、そういったことをぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

吉澤教育委員会事務局長 この後、パブリックコメントに付す予定をしております。そこでの意見も合わせて、さらに詳しく書き込むことが必要ということであれば、またそのことを計画案に反映して成案としたいと考えております。

本田委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。(なし) これで、質疑を終結します。この件につきましては、パブリックコメントも行うという予定でございますので、また今後成案となりましたら委員会に報告をお願いしたいと思います。本件については以上といたします。

(2) 令和3年度保育園等への入園申込状況について

本田委員長 日程第2、令和3年度保育園等への入園申込状況についてを議題といたします。

資料が提出されております。執行部から説明をお願いいたします。

吉澤教育委員会事務局長 資料につきましては、A 4 横の表でございます。一部着色してあります令和 3 年度未満児入園申込等状況であります。内容につきましては、子ども課長から説明を申し上げます。

小林子ども課長 (資料「令和 3 年度未満児入園申込等状況(令和 3 年 2 月 1 日)」により説明)

本田委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員 昨年度よりも、申し込みが多いところの定員増を図っていただき、皆さんの希望のところに努力していただいたということについては評価させていただきたいし、またその努力についてはねぎらいたいと思っております。ただ、先ほどの説明の中にありましたけれども、今後もゼロ歳児がますます増えてくるという気がしております。来年度中にこのゼロ歳児に向けた対策みたいなものについては、どのようにお考えですか。

小林子ども課長 こうした、特にゼロ歳児の入園希望率が急激に上がっているということで、国のほうも新子育てプランというようなことで、女性の就労、こういったものを踏まえた中で保育環境を充実させてたいという国の方針もございます。本市におきましては、現在、既存の保育施設がございます。こうした中で可能な範囲で各クラスの定員の見直しだとか、そういうものは当然進めてまいりますけれども、保育園だけでなく、地域で子育てを支える仕組みということで、特に未満児につきましてはファミリーサポート事業の充実等も踏まえて、新年度予算で新たな地域で子育てを支える仕組みづくりということで取り組んで参りたいと考えております。

渡辺委員 ファミサポについては、本当に充実させていただけるように、しっかりと年二、三回くらいの研修ですとかをして、担い手を増やしていただきたいと思っておりますので、そこは期待したいと思っておりますが、基本的に保育所に預けなければなかなか就労ができないというところが実態だと思っております。今回10人の方が育休を延伸しているわけです。この育休延伸の方々が、恐らく育休を延伸したということは6か月しか延伸できないと思っておりますけれども、最長2年までは、2年間ですので、またそこで次の延伸をお願いするつもりでいるのか、その方々の延伸をできるだけ半年くらいで終わらせるような努力ですとか、そういったことについてはどのようにお考えですか。

小林子ども課長 今年については、ゼロ歳児の申込み率が非常に高く、昨年度は1歳児の申込み率が非常に高かったということで、各年度において上下がございます。どうした背景かその辺原因は不明ですけれども、そういった状況も踏まえながら可能な範囲の対応と、保育園再編計画を今後成案化していくわけですけれども、その中で地域別だとかそういった仕組みづくり、保育園だけではなくという辺りもうまく制度化していければと考えております。

渡辺委員 先ほど来、保育園でなければ就労は難しいという話をさせていただいております。前にもお話をしましたが、長岡市は子ども・子育て支援法が成立する前から、民間の保育所の経営者に対して小規模の家庭的保育、あれは19人まででしたでしょうか、それを各所につくっていただいて、子ども・子育て支援法ができると同時にかなりの未満児さんの受け入れをやっていただいております。魚沼市としても、未満児の受け入れをしっかりとできる体制をつくらなきゃいけないと思うんですけれども、民間の保育所に対してそのよう

な依頼というか、新たな地域型保育をしていただきたいというような依頼というのはしておりますか。

小林子ども課長　今現在、その地域型保育を各民間保育園のほうに依頼、新たに立ち上げていただきたいという依頼はしておりません。今後、再編計画案の中でも民間事業者の新規開設もございます。こちらについては、当然ゼロ歳児からの受入れ等も協議をさせていただいているところです。今後の園児数の推移もございます。今一番、ここ数年が非常に保育園の施設全体としても未満児の受入れ体制の整備が非常に厳しい状況ということですが、民間の参入も含めた中でお願いをしてまいりたいと思っております。

渡辺委員　今民間2事業所ございます。長岡市が子ども・子育て支援法がスタートと同時にそこをお願いしたというのは、やはり熱意です。市のほうからそういう施設をつくっていただきたいと。ほとんどの事業所が自分の敷地内が難しいと、ちょっと離れたところというような、空き地みたいなど所ですとか、そういったところを市のほうもかなり努力したと聞いておりますので、やっていただくためのフォロー。そしてまた新規の人員については、保育士さんだけではなくて、先ほど言ったファミサポの制度を利用するというのか、そういった研修を受けた方たちがそこに入っていくような仕組みもつくったようです。ですので、ソフトとハードの面でも民間をしっかりとサポートするということを前面に出しながら、民間の事業者にぜひ参入していただきたいというような形でお願いできたらと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

小林子ども課長　今ほど委員おっしゃったとおり、人材がなければ支えていくことができませんので、来年度予算要求段階でございますけれども、子育て支援員の育成、そういったところにまず力を入れていきたいと考えております。

渡辺委員　最後は、この育休の方たちに対する支援なんですけれども、この方たちの中で最初は6割なんですけど、半年後から5割でしたでしょうか。自分が仕事しているときに比べると。その期間がどんどん延びるわけですので、ぜひその辺りを補充するような、延伸しなきゃいけないような方たちに対して給与の補償じゃないんですけれども、本来なら勤めに行けたはずなのにとというようなところの、1年から延長される方というのが何人この中にいらっしゃるでしょうか。

小林子ども課長　今、資料の手持ちがございませんので、後ほど調べて確認させていただきたいと思います。

渡辺委員　これは予算措置も必要なので今すぐというのは難しいですけれども、1年以上に渡って延長していかなければいけないということに対する予算的な措置みたいなものは考えられますでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　かつて商工の担当のほうで育休の取得促進のための補助金という制度がありました。それは、今は結果的にもうないんですけれども、そういう商工の担当とも話し合って、雇用の促進ですとか従業員の確保という観点からも制度化が必要ということであれば検討したいと考えておりますけれども、今のところまだ具体的な検討に入っているという段階ではございません。

渡辺委員　ぜひ検討していただきたいと思います。

大平（恭）委員　未満児が今後も増加傾向で、待機児童のような方々が増えていくと。今、実際問題そういう方々がいらっしゃるということを早期に解消するためには、先ほどおっ

しゃいました人材、特に保育士について確保は非常に大事で、ましてコロナの状況で業務量もたぶん大幅に増えていると思うんです。消毒作業だとかいろいろ子供たちに神経使うような状況で、さらに増員は避けられないと私は思うんです。こういう状況で。やっぱり待遇改善も求められているので、そういう面の予算措置をぜひやっていただきたいし、これは何よりも預けられるお父さん、お母さん方の日々の生活にもかかってくるので、ここはもう一段考えるべきだと思うんですけれども、待遇改善についてはこういう状況を受けて検討されるのかどうか伺います。

吉澤教育委員会事務局長　主に会計年度任用職員で、その年度ごとの不足の保育士を募集をかけるということを毎年度繰り返しているわけなんですけれども、会計年度任用職員の処遇自体につきましては、市の全体的な労務管理という観点もございまして、教育委員会だけで答えが出せるというものでもないと思っていますが、全体的に待遇の問題も当然あると思いますけれども、待遇と言いますか賃金の問題も当然あると思いますが、それ以外のことも含めて人員確保については努力をしているところであります。その一つとして待遇改善が必要ということであれば検討はしたいと思いますが、最終的な結論を教育委員会だけで出せるということは今のところできない状況でございまして。

大平（恭）委員　やっぱりここは肝だと思うんです。なんだかんだ言っただって不安定雇用なので、そこに就いて、働いて、そこで生活して、責任を持って子育てのプロとしてやるにはそれなりのものがないとできないと思うんです。ある程度サポートできる人がいたとしても、きちんと責任を持っていい保育をするためには、それなりの人たちに対する待遇は欠かせないと思うので、そこはそういう端っこの考え方でなくて、そこを据えて、結果的にできるできないはあるかもしれないけども、そこは教育委員会として立ち位置を示していただきたいと思って意見を添えています。以上です。

渡辺委員　昨年度は、うちには待機児童はいませんと答えられました。今年度うちはやはり待機児童はいないという見解でしょうか。

小林子ども課長　基準日等もございまして、まだ調整段階中ではございますが、今現在のままであれば、こちらの表の中の「希望園以外でも入園を希望する」方が1名いらっしゃいますので、この方が待機児童ということがあるかもしれません。

渡辺委員　厚生労働省で示している基準は、確かに今年度の5月の時点でゼロというのもあり得るんですけれども、もう1つの基準のほうを方見ると、うちはやはりあのときにもあったと私は今でも思っています。ここについて厚労省のほうの家庭局に確認させていただいたところ、「この考え方は、議員の考え方もそういう考え方です。ただし、そこについては各自治体の考え方があるので、自治体がゼロだという考え方を示すのであれば、それもあります。そこについては、はっきりと指導はできません」と言われました。待機児童があるかないかについてどう違うのかと聞いたところ、「待機児童がゼロということについてのメリットはありませんが、待機児童があるということであればソフト事業やハード事業で手を挙げていただけるメニューがたくさんある」と。ですので、自治体の側がゼロにするのではなく、しっかりとメニューを採択してもらうためにも待機児童があるということで、自分たちのお金だけではなく、国からのお金をもらいながら整備していくという考え方もあると思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　今年度の当初の頃に待機児童なしと申し上げたのは、その時点で

の厚労省の基準に従って、うちのほうで実態を見たところなしということでありまして、メリットのあるなしで判断したわけではございませんし、今年度に比べて来年度入園児童のほうにさらにゼロ歳児の希望が増えているということから考えると、これもメリットのあるなしということ以前に、今の基準に当てはめると待機児童が出るということは、先ほど課長が申し上げたとおり想定されることでもあります。それをゼロにしたいがために何か恣意的な運用をするということでは当然ございませんで、そこは出てきた数字をそのように捉えて、待機児童があるかないということは基準日で判断するということになるかと思えます。

渡辺委員 第2希望、第3希望にも当てはまらず、自分の通勤途上でもないようなところを市がここどうですかと言って、そこに入らなかったからといって待機児童じゃないと、今年の春は言ったんです。そのことを厚労省に確認したら、やはり通勤に支障があるようなものを市があっせんしたからといって、それを入れる場所があるのに断ったんだと思うのは、やはりおかしいと思っております。そういったところ、しっかりと厚労省の考え方をもう少し、私は市側の考え方ではなく、住民サイドに立って考えていただけるような基準を持っていただきたいと思えます。いかがでしょう。

吉澤教育委員会事務局長 委員のご発言の趣旨は十分分かっているつもりですが、今年度当初については、その基準日時点での実態を基準に当てはめて待機児童のあるなしということで、結果的になしと報告したわけでありましたが、これについても基準と本来の趣旨といえますか、厚労省の趣旨ということを鑑みて、それによる基準に当てはめて考えたいと考えております。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。(なし) それでは、質疑を終結いたします。この令和3年度の保育園等の入園状況でございますけれども、これで調査終了ということでしょうか。

渡辺委員 4月、5月の時点になっても改善されないということも考えられますので、ぜひこれからも調査していただきたいと思えます。

本田委員長 皆さんはいかがですか。(「それでいいです」と呼ぶ者あり) そうしましたら、閉会中の所管事務調査として委員会で調査するということがよろしいでしょうか。(異議なし) 執行部におかれましては、またリアルタイムな状況報告をお願いしたいと思っております。本件につきましては以上といたします。

(3) 旧須原中学校寄宿舎跡地の土壌汚染に係る経過について

本田委員長 日程第3、旧須原中学校寄宿舎跡地の土壌汚染に係る経過についてを議題いたします。本件につきましては、前回の委員会で法律等の資料や出てきた油の分析結果を提出するよう執行部に求めていました。このことにつきまして、資料が提出されておりますので、執行部から説明をお願いいたします。

大塚総務政策部副部長 (資料「総務文教委員会資料」により説明)

本田委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。資料について質疑はございますでしょうか。

大平(栄)委員 資料についての質疑はありません。

本田委員長　資料についての質疑はなしということで終結いたします。本件につきましては、内容の確認は皆さんほぼできていると思っておりますけれども、皆さんにお諮りします。今後のことについてでございますが、委員間討議といたしますので、皆さんの忌憚のないご意見を伺いたいと思っております。そのような形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

渡辺委員　今、資料についての説明は了解しましたけれども、今後処理をどうするのかは前回のときの資料いただきますと、それなりにお金をかけて処理をするということでしたが、そのことについては質疑はできないんですか。

本田委員長　執行部に対する質疑をもうワンクッション入れてから行いたいと思います。全体として執行部のほうに質疑したいことはございますでしょうか。

大平（栄）委員　私の質問したいことを執行部のほうに渡してありますけれども、まとめたことを、なぜこうなったのかという問題点について執行部のほうに資料を渡してあるんですが、ここで読み上げさせていただきます。

本田委員長　発言は妨げませんけれども、ここにいる委員の皆さんは内容を存じ上げておりませんので、よくわかるように話しながら進めていただきたいと思います。

大平（栄）委員　魚沼市の担当者が現地調査したときのことを聞きたいのですが、10月30日の午後に管財課が現地を確認したとしているが、誰が行ったのかお伺いします。

大塚総務政策部副部長　10月30日の現地確認につきましては、管財課からは小西係長が現地を確認に行きました。

大平（栄）委員　管財課は現地で何をどのように確認したのか。また、確認の結果どのような判断をしたのか。現場は粘土質土壌と聞いているが、自然界でも腐葉土、腐植土、泥炭土からは油の成分が出てくる。自然なものなのか人為的なものか判断がついたのか。分からなかったのであれば、この時点で土壌調査を命じなかったのはなぜかお伺いします。

大塚総務政策部副部長　10月30日につきましては、まず第一報を受けての現地を見てくるという状況でありました。その時点ではありますが、現地に行って臭いを嗅ぐですとか、土地の履歴、どういう使われ方をしていたかということの確認ですとか、OBへの聞き取り等を行ったという状況まででありました。

大平（栄）委員　更生福祉会は11月2日に工事を中止決定をしているが、市が中止するよう求めたのかお伺いいたします。

大塚総務政策部副部長　その時点についてですけど、こちらからまず現場の状況を、県の環境センターの立会いも含めて今一度確認が必要であるという判断をしまして、そういう観点から現状を保持してほしい旨のお願いをした結果、現場のほうで中止という形になったという状況であります。

大平（栄）委員　誰が中止を決定したのかお伺いいたします。

大塚総務政策部副部長　工事そのものにつきましては、発注者のほうになろうかと思います。

大平（栄）委員　11月5日に南魚沼地域振興局環境センターが現地確認をしたと言っている。私は県の環境センターに情報公開請求をして、市に対してどのような指導をしたか聞いてるんですが、そのとき立会いを行った市の生活環境課と管財課は、県の環境センターからどのような指導を受けたか、先ほど聞きましたが詳しくもう一度教えていただきたいと思います。

大塚総務政策部副部長　建設工事をしております社会福祉法人の更生福祉会と、土地所有者である市のほうで調整を図って適切な処理を行うようにというお話をいただきました。

本田委員長　質疑中でございますけれども、10分間休憩とさせていただきます。

休　　憩（11：03）

再　　開（11：15）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き質疑を続行いたします。

大平（栄）委員　土壌調査のサンプル採取を11月10日に行い、11月19日で結果が出ている。通常はこの時点でファクス等で速報を読んでいると思うがどうか。土壌分析の結果を受領したのは11月25日となっているがおかしくないか、その点について伺いいたします。

大塚総務政策部副部長　土壌分析につきましては、当初から結果が出るには2週間程度かかると話を伺っておりましたという部分、また結果につきましては、魚沼更生福祉会のまたたびの家の発注者を經由して結果を得ましたので、その点につきましてはおかしいとは思わなかったという状況であります。

大平（栄）委員　発注者のところにいつ届いたんですか。

大塚総務政策部副部長　発注者のところには11月25日であります。

大平（栄）委員　11月17日から掘削土のトンパック詰めを始めているが、トンパック詰めを命じたのは誰か。処理費用は市の補正予算の対象となっているが、業者が勝手にやったことか市が命じてやらせたのか、伺いいたします。

大塚総務政策部副部長　その時点では、汚染土につきましては市が除去、処分する方向で考えていたところであります。搬出、運搬、処理のスケジュールを想定しまして、運搬開始までの保管ですとか、運搬時の飛散防止等を考慮しまして、3者で、3者というのは発注者、受注者、市の管財課になりますが、3者で協議の上こちらのほうからお願いをしたという状況であります。業者が勝手にやったということではないと思っております。

大平（栄）委員　土壌分析の結果を見ると、油はなかったことになっている。汚染土焼却処理は5%以上なければならない。ところがサンプル調査の結果は環境基準以下、1キログラム当たり100ミリグラム未満である。1万分の1もなかったのであり、施工業者が汚染土として扱っていた掘削土は無害分類される。間違いないでしょうか。先ほどの質疑の答弁で分かりました。土壌分析の結果が出た後、12月10日までの掘削土のトンパック詰めを続けていたのはなぜか、伺いいたします。

大塚総務政策部副部長　秋口から冬にかかる時期になりましたので、降雨、降雪を考慮しまして、現場からの油の流出防止ですとか、その後また想定される運搬時の飛散防止になることから、詰め替え保管ということを、先ほど申しましたが3者で協議して、その部分については進めてもらったという状況であります。

大平（栄）委員　11月19日に結果が出たのに、12月10日までトンパック詰めを続けたのはなぜかということなんです。全部内容が分かってからやったわけでしょう。

大塚総務政策部副部長　その時点では、場外の処分場で処理をすると考えていたため、それ

を進めていたという状況でありました。

大平（栄）委員　それって分析結果を全然見なかったということですね。それだけで結構です。

大塚総務政策部副部長　分析結果は見ておりましたが、結果して私の知識不足ですか、認識不足の部分があったのではないかと感じております。

大平（栄）委員　同じような質問ですけども、土壌分析調査の結果、無害の土だと分かった後になっても汚染土取扱い処分の方法や受入れ先探し、見積り取得を続けたのは何故か、今の答弁で分かりましたが、最後にいたします。工事請負業者が技術的な見地を持たない地主や市をだまそうとしたとしか思えないがどうか。この点について最後に質問いたします。

大塚総務政策部副部長　そのようには思っておりません。

大平（栄）委員　勉強不足というか、誰が見ても、あそこに行って聞いたんですけども、臭いもなかったそうです。それが、臭いがしたとか、またたびの家から行ったけど、行ったときはシートが被っていて、調査たって全然分からなかったし、臭いもしない。けども、なぜこういうのがいいかということで、私不思議になってたまらんくて、最初に聞いたときにこれは絶対間違いだということで、普通に5%以上なかったら汚染土にならないということで、大体分かりましたので、これで質疑を終わりたいと思います。

渡辺委員　ちゃんと調査した結果、普通に残土として処理ができるということですので、あとは工事がちょっと遅れているようなんですけども、今後のスケジュールですか、先ほどのトンパックのほうのお金ですか、そういったものについてどのように今後処理していこうと思われているのか、お聞かせください。

大塚総務政策部副部長　今後の処理としましては、当初掘り出された残土については市外の業者で処分ですか、これから掘削する部分について、そういった土砂が出てくるかこないかという部分で試掘をしたり、あるいは出てきた場合、またそれらもさらに市外の処分場で処分をするという計画を立てておりましたが、そういったことが必要がないということで、通常に残土としての処分ができるということで、工事内でのもともと見込んでいた残土処理という形でできる形になりますので、現場のほうはまた再開できるのかなと考えております。また、これまでいろいろかかった経費等につきましては、今後また整理をさせていただきたいと考えております。

渡辺委員　工事がかなり遅れてしまって、当初の予定よりも遅れたということで、その辺りについて何か社会福祉法人のほうで困るようなこと、今後何か想定されるような損害ですか、何かがありますでしょうか。

大塚総務政策部副部長　その点につきましては、現在法人のほうと協議をしているところであります。

渡辺委員　今ほどのこれから協議する部分につきましては、今後また終結しましたら報告いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

大塚総務政策部副部長　また、経過、結果等につきまして、報告できる状況になりましたら、報告をさせていただきたいと思います。

大平（栄）委員　前から残土として、普通土として処理していいってことで決まったら、その時点で法人に言わないで、法人のほうでとにかく早く教えてくれと、国と県からの補助

金もらってやっているんだからということを私は言われましたし、なんで市はできないんだろうと言われて、市のほうに言ったけども、今言ったみたいなことでなかなかうだつが上がらない。それじゃどんどん迷惑がかかるばっかですので、早く書類をもって法人のほうに市として、残土として処理していいから、業者がそのように伝えたということがはっきり書類かなんかで伝えてもらわんと、まだ動きようがないということでありましたので、大至急やってください。魚沼市が悪いということになったら、結局は私たちの監督が悪いということになるから。一番言われているのが、議員がしっかりしていないからそうだってがんな、そのとおりでございますということで言うてありましたので、しっかりやっていただきたいと思います。

本田委員長　この事案に関しましては、当委員会で調査をしていくと、その絡みもあって工事が遅延していたということでもあります。今ほど、大平栄治委員の話されたところもあります。まだ、調査案件としては宿題もあろうかと思っておりますが、今ほど大平栄治委員からも工事の再開ということをお話されておりました。また、執行部におかれましては再開したいというようなお話が今ほどございました。委員会といたしまして、皆さんのほうでいかがでしょうか。ここは工事を再開して…

（「私たちが決めることじゃない」「委員会で中止しろとは言っていない」「一日でも早く工事を再開するように」「それで終わり」と呼ぶ者あり）

本田委員長　それで終わりということによろしいですか。（異議なし）この事案に関しましてはまだ宿題が出ておりますので、そこらについての報告はまた引き続き調査していただきたいと思えますし、速やかに工事につきましては執行していただきたいと思えますし、また当委員会におきましては、報告事項等の調査案件は残っておりますので、そこを今後また調査していくということによろしいでしょうか。（異議なし）本件につきましては以上となりますが、執行部におかれましては、相手の法人さんに負担がかからないように、迷惑がかからないように、工事再開していただきたいと思っております。本件につきましては以上です。

ここで一部日程を変更し、日程第5、その他を先にし、その後に日程第4の協議をすることに、ご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。

（5）その他

・小中学校児童生徒へのフェイスマスク配布について

本田委員長　日程第5、その他を議題といたします。

まず、小中学校児童生徒へのフェイスマスク配布について、執行部から報告をお願いいたします。

吉澤教育委員会事務局長　それでは、小中学校の児童生徒用フェイスマスク配布について、経過のご説明を申し上げます。資料はございません。口頭でご説明させていただきます。

12月の内田市長就任後に、市長から、冬季間の通学時に雪でマスクが濡れている子供たちを見かける。その時期は全国的に感染が拡大している状況でありましたし、県内にも拡大しつつある状況でありました。ということから、マスクの配布を検討できないかという指示がありました。これを受け、12月14日に概算で予備費充用の決裁を受け、その後に調

達に向けて事務を進めてきました。既に降雪期に入っていることから、できるだけ早く、12月議会の補正予算第6号を待たずに調達を進めたかったということから、予備費充用の決裁を受けた上で、その後に可能な限り速やかにという思いで事務を進めていったものでございます。結果としては1月7日に指名競争による入札を執行いたしました。こちらにつきましては3者による指名競争でありまして、入札の結果は有限会社マルセススポーツさんが落札をしたものでございます。それから1月15日に、これは金曜日でありましたけれども、その翌週の18日月曜日、19日火曜日辺りにかけて順次各学校に納入をいたしました。保護者宛には1月15日付で市長名で文書の発出をしております、今回配布したマスクにつきましては、通常のマスクの上から着用して保護マスクとして使用できるほか、吸水性、速乾性があり場面によっては直接マスクとしても使えるというものであります。1月の下旬に定例の校長会がありましたので、この機会を通じて各校長にこの配布の趣旨を改めて説明して、有効に活用してもらうように依頼をしたところであります。マスク配布につきましては、今回当該製品1枚辺り1,700円程度ということで、消耗品としては比較的高額ということではあるんですけれども、繰り返しの使用に耐えるものであり、有効に使ってもらえれば、全体的に見て感染防止には費用対効果は高いものと考えております。このような状況で既に各学校に配布をしております、各学校では登下校、スキー授業等に既に使用しているということで伺っております。以上であります。

本田委員長　　ただいまの報告に質疑はございませんか。

星野委員　　マスクの件に関しましては、残念ながら感謝ではない声がたくさん保護者より届きましたので、一部紹介させていただきたいと思います。不織布が推奨されているがなぜこのマスクなのか。そして普通にマスクがお店でも販売されているのに何故なのか。冬なのにクール、そして色も黒であるのは何故か。1,800円プラス税という値段まで記載があるため、この値段の高さに驚きである。この値段なら50枚入りの不織布のマスクが3箱くらいは購入できる。こちらをもらったほうがよっぽどありがたかったなど、このようなお話が届いております。どのようなお考えでこのマスクを配布するという方向を伺おうと思ったんですけれども、通学時にマスクがびしょびしょになってしまうので、スポーツ用のフェイスマスクを購入したということでもありますけれども、では実際に登下校時に子供たちがこのマスクをしているのを見かけたことはありますでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　　通勤時に、直接通学路を私があまり通らないということもありまして、その機会はありませんでしたが、各学校に照会した結果あるいは先生方に直接聞き取りした結果、つけている子はつけているということでもあります。必ず着用するようにという指導まではしておりませんので、そこは任意としての結果、今のような状況でありました。

星野委員　　私は、小学生がつけているのは1人も見たことはありません。中学生の子供が私はおりますので、中学生の子供に聞いたところ、学校で登下校時つけている子がいるかということを知りましたが、こちら誰もつけていないというのがうちのほうの学校の状況でありました。私も中学校のほう、子供を迎えに行ったりすることもあるんですけれども、2人だけ見かけたことはありますけれども、それもたった1回だけで、2人だけを1回見たという状況です。ほかの地域の学校も全てに確認したわけではありませんでしたが、他校も同じような状況でありました。このマスク、本当に必要だったと思われそうですしょう

か。

吉澤教育委員会事務局長　当然必要があるから事業化して購入したということでありますので、繰り返しの使用に耐えるものでありますので、1シーズンあるいは春先まで使用するということを考えれば、決して無駄なことではなかったと考えております。

星野委員　実際につけている子供たちがたくさんいるのであれば必要だったと思いますけれども、実際にはほとんどいないというのが実態だと思いますけれども、何が必要なのかを学校側に意見を聞くとか、校長会で意見を聞くとか、そういうことはされなかったのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　学校ごとに予算を配当して保健用品を買うというのは、既に別の事業で行っておりますので、今回のこのフェイスマスクについては学校には照会していません。

星野委員　せっかく良いことをされようとしても、意見を聞かずに必要でないものを購入するのはただの無駄遣いではないかという保護者もいました。たかがマスク1枚とお考えかもしれませんが、保護者はお金のことには特にシビアでおられます。こんな無駄遣いをされては魚沼市の財政までが心配だという保護者も実際にいました。マスクだけでなく、全てにおいて何が本当に必要なのか、市民の声を聞いていくことが必要だと思いますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　星野委員のおっしゃるとおりではあると思いますけれども、今回につきましては、不織布でなくということにつきましては、屋外用に使用するということでありますし、当然場面によって使い分けるということは厚労省も文科省も言っていることでありますので、そういう点では有効な場所を選んで使っていただけたらと思っております。総論としましては、当然無駄なことにお金を使うのはよくないというのは十分分かっておりますし、そのように心がけたいと思っておりますけれども、今回のこれにつきましては、決して無駄ではないことから事業化したという認識であります。

星野委員　無駄ではないというお考えということではありますが、ではマスクの配布日は1月18日ということでありましたが、定例会中でありました。なぜ報告がなかったのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　そこにつきましては配慮が足りませんでした。調達も入ったところから順次というような指示をしておりましたので、議会の会期中ということと、配布の日と、それから報告というところまでは考えが至りませんで、今回はそこは私どものほうでミスをしたかなと考えております。

星野委員　私の子供は堀之内中学校でありまして、堀之内中学校は配布が遅いほうでありましたので、このマスクの不満の声を先に他校の保護者から聞くことになりました。私自身そのことについては全く分かりませんでしたし、ただ先ほどお答えの中で学校によっては配布の日付が何日かずれていたためだということは分かりました。この件ですが、説明を受けていれば受け答えもできたわけであります。何故知らないのか。連絡をくれた保護者も驚いていましたし、私としては議員でありながら知らないことがあり、恥ずかしいという思いも感じました、今後議会あるいは委員会に丁寧に報告していただきたいと思いますけれども、お願いできますでしょうか。

森山総務政策部長　報告という部分につきましては、議会の定例会の会期中というようなと

ころもありまして、いろいろな場面で報告をできる時期でもあったと思います。行政報告あるいは委員会での報告の中でもできたと考えておりますが、結果的にそこまでできなかったという部分については、教育委員会だけの責任ではなくて、全体にかかわる部分と捉えております。大変申し訳ありませんでした。今後こういうことのないようにしっかりと庁舎全体で気を引き締めてやっていきたいと思いますので、この場をお借りしましてお詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。

大平（恭）委員　確認なのですが、これは今後４月以降も継続して配布を行い続けるのか、まずそこ一点確認させてください。

吉澤教育委員会事務局長　あくまでも今回につきましては、今時点で在校している児童生徒の分ということであります。今後の感染状況次第ではありますが、今のところ今回と、一部年度初めの１年生が入る頃まではまだ感染状況が落ち着いていない可能性がありますので、そこまでは一応想定をしているという状況であります。

大平（恭）委員　あくまでも臨時的措置ということで、もう一点は今ほど星野委員が言いました件に絡むんですが、議会への報告も、今部長がおっしゃられたとおりにいただかないと困るんですが、やはり直接、今後学校関係であれば、学校長に聞く、教職員の先生方に聞くというのも一つあるんだけど、やはりＰＴＡという組織がありますので、そういう組織を通じて意向を確認したり、ニーズを確認したり、本当に必要なもの、求められているものを確認をする。そういう組織がありますので、そこは通じて把握して、本当に必要であれば予算措置をしてやるということでやっていく流れが必要だと思うんです。なかなかそういう組織がありながら活用されていないというんですか、そういう部分があるの見受けられますので、私は今回いい契機だと思いますから、ぜひそういう組織を通じていろいろ保護者の意見等把握して、本当に求められていることについて取り組んでいただきたいというのがありますが、そこについて一点伺って終わります。

吉澤教育委員会事務局長　今回様々なご意見をいただきましたので、実際の現場それから保護者についても意見を聞く方法を考えながら、今後進めてまいりたいと考えております。

大平（栄）委員　基本的なことなんですが、これは条例にも、無償譲渡の条例にも触れるんですが、何課が、決裁をもらうときに誰と誰と誰、何課の誰、分かったら教えていただきたいと思います。

吉澤教育委員会事務局長　まず、支出につきましては、いずれも小中学校の保健事業というところから支出しておりまして、その決裁区分は金額的に事務局長決裁でありました。それから、予算の予備費の充用につきましては財政と協議をし、その決裁区分に従って決裁をもらったという経過であります。

大平（栄）委員　予備費は、議会の議決がなかったら出せないんです。予備費がどこにでも使われると思ったら大変です。無償譲渡の条例に議会の議決だから、市長が提案して議員が賛成しなかったらできないんです。基本的なことだけど、そのことについて、どのように考えていますか。

大塚総務政策部副部長　予備費の充用そのものにつきましては、議会の議決が必要ないものであります。

大平（栄）委員　だから前から財政の副部長が言っていますけども、あんたの言っていることは今まで全部違っています。無償譲渡の件については、予備費が、予備費ってあるんだ

けども、事項別明細書にきちんと書いてなかったら駄目なんです。それと説明書きのないのに出しちゃ駄目なんです。予備費があるからっていつて簡単にされちゃ、そんなのはあるわけないです。予備費を議会の議決なしで出していいなんてこと、どこにありますか。言ってください。条例の何条にありますか。

大塚総務政策部副部長 条例に定めているということではなくて、予備費というのは自治法 217 条に定めてありまして、「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため」ということで予備費が計上されているものと認識しております。

大平（栄）委員 その、無償ですよ。分かりませんか。市のものを鉛筆 1 本だって買ったのをあれにくれるこれにくれるなんてわけにいかないんです。貸すことはできても無償譲渡は。無償譲渡の条例というのは、だってマスクは譲渡したんだから、無償なんだから。そんなことを分からなかったら仕方ないです。今後ずっと追及したけども、こんなこと分からんでまだその席に座ってるんですか。無償譲渡ですよ。条例に無償譲渡があって、読んでください。6 条の 1 項。

大塚総務政策部副部長 魚沼市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第 6 条第 1 項、物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。第 1 号、公益上の必要に基づき、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。2 号につきましては省略します。

大平（栄）委員 一番大事なところが抜けていますよ。公益上の必要性って。それをどういうふうに解釈していますか。長及び議会とあるでしょう。

（「そこは書いてない」「書いてある」と呼ぶ者あり）

大塚総務政策部副部長 この条例につきましては、その解釈の部分については書いてございません。

大平（栄）委員 地方自治法の 232 条の 2 項、それに書いてありますよ。

大塚総務政策部副部長 地方自治法第 232 条の 2、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。以上であります。

大平（栄）委員 232 条も分からない。条例の 6 条第 1 項も分からない。はっきり言っておきますけれども、私の言っていることは、いいと思っている人は説明してください。

本田委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（11：51）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（11：53）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。引き続き質疑を受けたいと思います。

大平（栄）委員 総務政策部長。さっき言ったことに対して、公益上の必要性というのがどういうことかという、そんなことは書いてなくても、それは長及び議会になっているんです。どこ見たってそうになっています。そうして、無償譲渡だから、無償譲渡するときには必ず議会の議決がいるんです。そんなこと分からんでいちいち、あちこちみんな予算の

予備費出されちゃ困ります。事業についての金が足らんくなったとか、もうちょっと欲しいってときは予備費使ってもいいけども、人に何かくれる、無償譲渡だから絶対できない。私は何回も言ってるけども、こんなこと分かっていろいろ問題起こしているから、今まで無償譲渡の件について。どれだけ議会が時間かかったか。どれだけこの問題にいろいろ問題が起きたかってのは、どうも総務副部長がしっかりしてないからこうなっておりますので。頭下げたって駄目だ、こんなこと分かって。じゃあ総務部長にこのことについて、どういうふうに解釈、分かんかったら分からない。私の言ったことについて答弁をお願いします。

森山総務政策部長　まず、先ほど大平栄治委員から言われた法令、条例の読みについては、先ほど副部長が申し上げたとおりであります。全体の進め方については、やはりマスクの関係もそうなんですけれども、議会の皆様にご相談なり、また補正の部分についてのご相談なり、その進め方について手落ちが私どもにあったのではないかと反省をしているところでございます。ここの部分については、また市長のほうから10日の全員協議会で市長自らお話をされるということで伺っておりますが、事務方といたしましては、そういった進め方に非常に反省する部分があるということでもありますので、また10日の日に市長の口からそういった話をさせていただくことになろうかと思います。

大平（栄）委員　市長ではなくて、事務方のほうとして、補正予算で取らんかったら駄目だということは分かるんじゃないですか。この問題について。無償譲渡だから。教育委員会事務局長、この件についてお願いします。

吉澤教育委員会事務局長　進め方に反省すべき点があったということについては、先ほど総務政策部長が申し上げたとおりですが、ただ、マスクの購入自体につきましては、学校保健特別対策事業という国の交付金メニューもございまして、消耗品を学校保健の目的で学校に購入し、その児童生徒に配布するというそのものについては特段の問題がないと認識はしております。

大平（栄）委員　議会のほうにちゃんと説明もなかった。事項別明細書とか。あれは款があって項があって、それにコロナ対策があっても、その下に目、節として、ちゃんと学校にこれやるとか、こうするとか、それを説明した資料がなかったら出しちゃならないんです。無償譲渡ですよ。なかったっていうのは、それで通されますか。無償譲渡ですよ。予算がない、そんなことで予算これから、これ前もやってるか分かんけども、やったら責任は逃れませんよ。コロナ対策たって、どういうふうに目、節はありましたか。説明が。ないのに出されませんよ。出したとしても議会の議決がいるんです。無償譲渡だから。その辺もう一回。

吉澤教育委員会事務局長　当然消耗品費から執行しております。ただし、小学校、中学校の保健事業については、消耗品の予算残がないということから、予備費を充用させていただいたものですが、本来補正予算に上げて議決をいただくべきということは十分わかっておりましたけれども、それよりも調達を急いでしたあまりに、今回のような手順となってしまうということではあります。

大平（栄）委員　分かりました。補正予算に組まなかったことで、最初からそう言えばそれでいいですよ。だから、そうしたらいろいろと審議ができて、例えばいるのかいらんのか、使い勝手いいのか悪いのか、いろいろ中学生に聞いたり、小学生に聞いたり、立

場に聞かれたがんに、何にもやらないでやったからこういう問題起きたんだから、今補正予算を、今言ったとおりなんです。組むべきところ組まなかった。だから、それが総務政策副部長分からんで判こつて、金出したという。全く幾ら言い訳しても駄目です。今の教育委員会事務局長の答弁で結構です。

渡辺委員 先ほど、総務政策部長のほうから、2月10日に市長のほうの説明なりするということなんですけど、そのときは教育委員会等も一緒に来ていただけるのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 2月10日、全員協議会につきましては、私も出席の予定です。

渡辺委員 では、そのときに私は質疑させていただきたいと思います。

本田委員長 ほかに質疑はございますか。(なし) これで質疑を終結します。本件につきましては以上といたします。

・魚沼市洪水・土砂災害ハザードマップの作成及び指定避難所等の見直しについて

本田委員長 次に、魚沼市洪水・土砂災害ハザードマップの作成及び指定避難所等の見直しについてでございます。この件につきましては、10日の全員協議会でも取り上げるということでございますが、委員会としても今説明をしていただいてするというところでよろしいですか。

(「全協でやるなら全協で」と呼ぶ者あり)

本田委員長 皆さんの合意があればということです。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本田委員長 重複いたしますので、全員協議会のほうで質疑していただくということで、また所管の委員会でありますので、積極的に発言をお願いしたいと思います。本件については以上といたします。

・魚沼市豪雪災害対応マニュアルの改訂について

本田委員長 次に、魚沼市豪雪災害対応マニュアルの改訂について、執行部から報告をお願いいたします。

森山総務政策部長 本日、資料をつけさせていただいておりますが、魚沼市豪雪災害対応マニュアルにつきましては、平成24年度に策定をして進めていたところでございますが、市の組織機構それから地域防災計画の改訂等がその後行われており、現状に合わせる等するためにこのたび改訂をさせていただきました。内容につきましては、防災安全課長のほうが説明いたしますので、よろしくお願いします。

富永防災安全課長 (資料「魚沼市豪雪災害対応マニュアルの改訂について」「魚沼市豪雪災害対応マニュアル」により説明)

本田委員長 ただいまの報告に質疑はございますでしょうか。

大平(恭)委員 基準積雪深に対する災害対策本部、一次配備、二次配備についての、マニュアル2ページ目ですが、連続降雪で災害が発生もしくは大規模な被害が発生した場合にこういう対応をするということですが、昨今やっぱり、前にもお伺いしたことあるんですけども、非常に降り方が局所的だったり連続的も1日でもものすごく降る時があれば、全

く降らない時もあるって、そういう面々々々だと思うんです。今までの例等で踏襲してやるというよりは、現状の気象条件だとか、市内の各戸の世帯状況だとか、非常に空き家も多くなっていますので、そういう面で柔軟にやっていく必要があると思うんですけども、特に配備体制については、連続降雪等で災害が発生する危険とあるんですけども、ここも柔軟にやっていく必要があると思うんですけども、これはこの中でまた、ここにはこう書いてあるけど、また内部で具体的に線引きをしているんじゃないかと思うんですけども、そこら辺について、今後こういう冬の豪雪を受けて見直したり、考え方を変えていくようなこと、今検討されているのか、もしくは考えているのか、そこら辺ちょっと聞かせてください。

富永防災安全課長　今回の配備体制でございますけれども、今年度につきましても警戒本部が今立ち上がっている状態であります。これにつきましては、1月8日に今年度立ち上げをさせていただきましたけれども、県条例でいう8割を超過する前ではありましたけれども、今後の積雪深が多く見込まれる、また連続降雪による危険があるということで、1月8日に大雪警戒本部ということで立ち上げさせていただいた部分でありまして、当然気象条件等を見ながら判断をしたいと考えております。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・魚沼市教育大綱の策定について

本田委員長　次に、魚沼市教育大綱の策定について、執行部から報告をお願いいたします。

森山総務政策部長　本市の教育大綱につきましては、平成28年4月に現行の教育大綱が策定されております。期間が令和3年3月末までであります。この年度末に5年の期間が終了するということになりますので、令和3年度からの教育大綱について、このたび総合教育会議での協議を経て策定をいたしましたので、ご報告をするものであります。内容につきましては秘書広報課長が説明を申し上げます。

森山秘書広報課長　(資料「魚沼市教育大綱の策定について」「魚沼市教育大綱」により説明)

本田委員長　ただいまの説明に質疑はございますでしょうか。

渡辺委員　これまでは子育てビジョンをそのまま教育大綱として使っていたという説明だったんですけど、それに間違いはございませんか。

吉澤教育委員会事務局　はい。そのとおりであります。

渡辺委員　前回のとき、この教育ビジョンのときには教育委員会が所管でつくられていたと思っております。今回は教育委員会ではなくて魚沼市として、見ますと新潟県魚沼市ということで、魚沼市教育委員会ではなく、後ろのほうを見ますと魚沼市長という名前になっていますけど、その辺りの所管ですとか、考え方ですとか聞かせてください。

森山秘書広報課長　教育行政につきましては、市の部局から独立して教育委員会の部局で行われています。市長が教育行政に自らの市政方針に関することをお伝えして、教育委員と協議をしていく機会がこの総合教育会議であります。本来、魚沼市教育大綱というのは、魚沼市長が示す方針であります。これは、参考資料のほうの地教行法のところに書かれてございます。ですので、所管部署につきましては、本来市長部局がしていくべきこととなります。子育てビジョンの策定をしたときも、子育てビジョンをつくるところまでは教育

委員会がしましたが、それが教育大綱だと協議したことは、総合教育会議を通して市長の意思ということになると思います。

渡辺委員 総合教育会議というところの委員ですとか、またぜひこの大綱の後ろの場面に委員のメンバーですとか、実施した時期ですとか、そういったものをしっかりと書き込んでいただけたらと思います。いかがでしょうか。

森山秘書広報課長 ありがとうございます。先ほども計画につきましての取扱いということでありましたので、こちらのほうもそれには従っていかねばならないと思っております。ちなみに総合教育会議につきましては、魚沼市長と魚沼市教育委員がメンバーになっておりますので、これは決められたこととなっております。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。(なし) これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・ 魚沼市財政計画及び魚沼市定員適正化計画の改訂について

本田委員長 次に、魚沼市財政計画及び魚沼市定員適正化計画の改訂について、執行部から報告をお願いします。

森山総務政策部長 (資料「魚沼市財政計画及び魚沼市定員適正化計画の改訂について」により説明)

本田委員長 ただいまの説明に質疑はございますか。(なし) この件につきましては、また次の改選後の委員会で調査していただきたいと思います。本件については以上といたします。

この後の日程は、主に議会内部の調整になりますので、ここで執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、執行部で報告、協議事項等はありませんか。

森山総務政策部長 ありません。

本田委員長 委員の皆さんから執行部に対し何かありませんか。(なし) ないので、これで執行部からは退席いただきます。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (12:26)

(執行部退席)

再 開 (12:27)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(4) 第5期総務文教委員会 課題のまとめについて

本田委員長 日程第4、第5期総務文教委員会課題のまとめについてを議題といたします。

委員の皆さんから、調査結果等についての意見を提出していただきました。こちらのほうで一覧にまとめました。今後、この一覧に基づき当委員会としてのまとめをしていきますが、同じ観点で、同じ観点というか全ての事案に対して同じ観点で、他の委員会とも同じ観点で評価できるよう、ガイドラインを考えてみました。

しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休 憩（12：28）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（12：34）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど、課題のまとめについての振り分けについて、ガイドラインを皆さんで協議いたしました。このガイドラインにつきまして朗読させていただきます。

計画は、執行部へ質疑、意見を行い、それを考慮した案が示された段階で調査済みとする。策定過程のものは継続。

次に、事業が終了したものは調査済みとする。例として結露や防犯カメラ。

次に、市全体の課題、方向性が出ていないものは継続とする。例として図書館。

課題解決の方向性が示されているもので、解決に至らないものについては、調査終了とし、送り事項として随時経過の報告を受ける。

以上、このようなガイドラインで進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）そうしましたら、本日配付いたしました一覧表と、このガイドラインを照らし合わせた案を、次回、私のほうでまとめて案を出しますので、それを皆さんにご提示したうえで、改めてご協議させていただくという形にさせていただきますが、いかがでしょうか。（異議なし）それでは、そのように進めたいと思います。本件につきましては、以上とさせていただきます。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。その他、委員のみなさんからご意見、協議事項等はありませんか。（なし）本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会はこれで閉会といたします。

閉 会（12：36）